

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 20 日から 59 年 9 月 1 日まで

A社には、同社が経営する飲食店の和食部調理師として、昭和 54 年 12 月 20 日に入社し、3か月間の試用期間経過後に正社員となった。会社からは、正社員となった時から厚生年金保険に加入すると聞いていたが、年金記録によると、申立期間の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及び複数の同僚の回答から判断すると、入社の実態は特定できないものの、申立人は、申立期間中にA社が経営する飲食店に調理師として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる二人に照会したところ、回答を得られた一人は、「私は、A社が経営するパチンコ店に勤務していたので、飲食店の状況については分からない。」と述べており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同じ店舗の和食部で一緒に勤務したとして、調理師の同僚4人の名前を挙げているところ、このうち申立人がほぼ同時期に入社したとする同僚は、既に死亡していることから回答を得ることができなかったが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該同僚が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格

を取得した時期は、申立人が同資格を取得した時期とほぼ一致していることが確認できる上、他の3人のうち唯一回答を得られた者は、「申立人は、私が入社する前から勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入状況についてまでは分からない。」と述べており、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、所在が確認できた13人に照会したところ、回答を得られた6人のうち、当該事業所が経営する他の店舗において従業員の労務管理を行っていたとする者は、当時の状況について、「厚生年金保険の加入については、社長が従業員の状況により個々に判断をしていた。厚生年金保険に加入していない者から同保険料を控除するようなことはなかった。」と述べている上、他の5人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和59年9月1日、離職日は60年4月30日であることが確認でき、オンライン記録において確認できる申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日(離職日の翌日)と符合している。

なお、申立人は、「申立期間当時に健康保険証を使用したことがあり、自己負担金は1割であった。」と主張しているが、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)により、被用者本人に係る一部負担金制度が導入され、一部負担金が療養の給付の額の100分の10相当分となった時期は、申立期間後の昭和59年10月1日以降である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
申立期間は、A社に勤務し、現場監督としてB中央埠頭工事に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及び申立人と一緒に勤務していたとする同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、B中央埠頭工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は無く、B中央埠頭工事に従事していた者の厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時にB中央埠頭工事の現場で一緒に勤務していた同僚として5人の名前を挙げているが、当該5人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、二人から回答が得られたところ、唯一申立人を記憶していた同僚は、「当時、A社の雇用形態は、本社採用の社員、支店採用の雇員、現場採用の現業員に分かれていた。私は、C本社で採用された社員で、採用と同時に厚生年金保険に加入している。申立人は、同社B営業所で現場採用された現業員であったが、現業員の場合の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

さらに、前述の申立人を記憶していた同僚は、申立人と同様、B中央埠頭工事に従事していた現業員で、仕事内容も申立人と同じであったとする二人の名前を挙げているところ、当該二人は、いずれも「私は、昭和36年4月にA社

B営業所で現場採用されたが、すぐに正社員となることはなかった。厚生年金保険の取扱いについては分からないが、私は採用から1年後に厚生年金保険に加入している。」と回答している上、このうち一人は、「厚生年金保険に加入していない期間については、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と述べている。

加えて、A社D作業所（後に、A社B営業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚10人に照会したものの、回答が得られた8人からは、申立人の申立ての事実を裏付ける回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。